1. 申告と納付（消費税）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 備考 |
| 確定申告 | 1. 原則
	1. 個人事業者…翌年の3月31日まで
	2. 法人…課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内
2. 課税期間特例の適用のある場合
	1. 個人事業者
		1. 3ヶ月特例1月～3月分を5月31日まで4月～6月分を8月31日まで7月～9月分を11月30日まで10月～12月分を翌年の3月31日まで
		2. 1ヶ月特例1月1日以後1月ごとに区分した各期間のうち1月分から11月分を、各期間の末日の翌日から2ヶ月以内12月分を、翌年の3月31日まで
	2. 法人
		1. 3ヶ月特例その事業年度をその開始の日以降3ヶ月ごとに区分した各期間の末日の翌日から2ヶ月以内
		2. 1ヶ月特例その事業年度をその開始の日以降1カ月ごとに区分した各期間の末日の翌日から2ヶ月以内
 |  |
| 中間申告 | 1. 中間申告は直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税は含まない)に応じて次のようになる。

※１…年11回の中間申告及び納付期限について |  |

＜出典＞

国税庁HP